北海道トランポリン協会　規約

（名　称）

第１条　本会は『北海道トランポリン協会』と称する。

（目　的）

第２条　本会は北海道のトランポリン愛好者を総括し、トランポリンの普及・発展に努めるとともに、道民の体力向上、並びにスポーツ精神の啓蒙を図ることを目的とする。

（所　在）

第３条　本会の事務所は、次項の事務局長宅に置く。並びに事務局長宅の変更については、規約の改廃手続きを要せず変更することができる。ただし、その場合、ホームページ等で加盟者等に周知するものとする。

２　住所　〒063-0830　札幌市西区発寒10条４丁目３番２号
ディアス発寒中央Ｂ　201号室

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

⑴　トランポリンの啓蒙普及
⑵　会員相互の連絡調整
⑶　トランポリン競技会、強化合宿の企画・運営
⑷　トランポリン講習会、研修会、演技会の開催
⑸　公認の普及指導員、審判員、コーチの養成
⑹　公益財団法人日本体操協会・東日本トランポリン協会への加盟、関係事業への協力
⑺　公益財団法人北海道スポーツ協会への加盟、関係事業への協力
⑻　北海道体操連盟との連絡調整
⑼　その他、本会の目的達成に必要な活動（事業）

（組織及び加盟資格）

第５条　本会は、トランポリンを愛好する個人及び団体で、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

（加盟及び脱退）

第６条　本会への加盟及び脱退は、第13条に定める理事会の承認を得るものとする。なお、加盟に関する事項は『加盟負担金・役員等に関する細則』（以下、細則とする。）に定める。

（負担金等）

第７条　本会に加盟する個人及び団体は、理事会で決定し、第12条に定める総団体会が承認した加盟負担金、登録料、並びにその他の必要経費（以下、負担金等という。）を納入しなければならない。

２　負担金等は次の表に掲げるとおりとする。

項　目	単位	金額
加盟負担金	１人	1,500円
選手登録料	１人	1,000円
ライセンス登録料	１人	1,000円
愛好者登録料	１人	1,000円
団体登録料	１団体	2,000円

（役　員）

第８条　本会には、次の各号に掲げる役員を置く。

⑴　名誉会長　　若干名
⑵　会　　長　　１　名
⑶　副 会 長　　若干名
⑷　名誉顧問　　若干名
⑸　顧　　問　　若干名
⑹　参　　与　　若干名
⑺　理 事 長　　１　名
⑻　事務局長　　１　名
⑼　事務局次長　１　名
⑽　理　　事　　定数なし
⑾　監　　事　　２　名
⑿　会長指名委員　　定数なし

２　名誉会長、会長、副会長、名誉顧問、顧問、参与ならびに監事は理事会において選出し、総団体会の承認を受ける。

３　事務局長並びに事務局次長は、第14条第１項に定める役員選考委員会の選考に基づき会長が指名し、総団体会の承認を受ける。なお、両名は他の役員を兼務することはできない。

４　理事長は、本会に加盟している者から選出する。

５　役員選考委員会は、事業運営委員長として選考した者を理事長として理事会に推薦する。

６　理事会は、役員選考委員会後の年度最初の定期理事会において理事長を選出する。

７　理事長の選出に係る事項等は、細則に定める。

８　理事は、加盟登録団体の内、細則に定める団体から選出された者（以下、加盟団体理事という。）とする。
９　加盟団体理事の選出に係る事項等は、細則に定める。
10　会長指名委員は、役員選考委員会の選考に基づき会長が指名し、総団体会の承認を受け、第 14 条に定める事業運営委員会に所属する。

（役員の職務）

第９条　会長は本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
３　名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。
４　参与は、理事会の諮問に応ずる。
５　理事長は理事を代表するとともに、事業運営委員長として理事会の決定に基づく本会の業務を統括する。
６　事務局長は、本会の出納事務、会計ならびに加盟に関する事務的分掌を担当する。あわせて本会で扱う預金口座の代表者とする。
７　事務局次長は、事務局長を補佐し、局長が不在の時はその職務を代行する。
８　理事は理事会を組織し、本会の運営に必要な事項の処理に当たる。
９　監事は本会の会計を監査し、年度最初の定期理事会に出席し、本会会計の監査結果を報告する。

（役員の任期）

第１０条　本会の役員の任期は２年とし、再任は妨げない。
２　欠員・増員により就任した役員の任期は、現役員の任期満了までの期間とする。
３　役員は、その任期が満了しても後任者が決定するまでの間は、引き続きその職務を実施する。

（役員の解任）

第１１条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決定により、これを解任することができる。
⑴　心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認めるとき。
⑵　その他解任に相当する事項が認められるとき。

（総団体会）

第１２条　総団体会は、本会に加盟する全ての団体で構成する本会の最終承認機関とする。
２　総団体会は会合を開催せず、書面により、理事会開催毎に理事会の開催決定事項について承認業務を実施する。

３　承認は、総団体会の過半数を持って得られたこととする。
４　総団体会で否認された事項については、執行状況に応じて理事会で対処について決定する。
５　最終決算及び会計監査については、理事会の決定通知を受領し、承認したこととみなす。

（理事会）

第１３条　理事会は本会の事業執行に係る最終議決権を有す。
２　理事会は会長の承認を得て理事長が招集し、議長は会長が務める。
３　理事会は、次の事項について決定する。
⑴　規約、事業等の改廃
⑵　事業報告、及び事業計画
⑶　収支決算、及び収支予算
⑷　本会の解散
⑸　役員の選任及び解任
⑹　各理事、各委員会からの提案議案
⑺　その他、本会の運営に関し重要な事項
４　理事会は、年３回開催する定期理事会と、緊急案件等が生じた場合に必要に応じて開催する臨時理事会とする。
５　定期理事会は、会長（欠席の場合は代理の副会長）、理事長（加盟団体理事の場合有り）、加盟団体理事（代理出席可）、会長指名委員の代表者（加盟団体理事の場合有り）、事務局長、事務局次長で構成する。
（細則第５条参照：理事長及び会長指名委員の代表者は、加盟団体の内、細則に定める団体に所属する場合は加盟団体理事に選任される。）
６　臨時理事会は、会長、理事長、加盟団体理事、会長指名委員（加盟団体理事の場合有り）、事務局長、事務局次長で構成する。
７　定期理事会は対面会合開催（Web出席、Web開催も可能）とし、臨時理事会はWeb開催（対面会合開催も可能）とする。
８　理事会は、理事長及び加盟団体理事の２分の１以上の出席で成立する。なお、委任状を出席者数に含むものとする。議決については、理事長と加盟団体理事の出席者（委任状を含む）の過半数で決議し、可否同数のときは議長がこれを決することとする。
９　事務局長及び事務局次長は議決権を有さないこととする。
１０　会長代理以外の副会長は、任意で理事会に出席できるが、構成者には含まず、議決権を有さないこととする。
１１　理事会は議事録を作成し、議事決定事項を会員に周知する。

（各種委員会）

第１４条　本会には、専門的事項に対応するため、次の委員会を常置するほか、役員改選時に役員選考委員会を設置する。

⑴　財務委員会

⑵　表彰委員会

⑶　事業運営委員会

２　財務委員会は、会長、副会長、理事長、事務局長で構成する。なお、業務内容等は細則に定める。

３　表彰委員会は、副会長の中から選出された代表者１名、理事長、事務局長、ならびに理事の中から選出された２名の計５名で構成する。なお、業務内容等は細則に定める。

４　事業運営委員会は、本会の事業を企画立案し、理事会の決定に従って業務を執行する。なお、構成、業務内容等は細則に定める。

５　役員選考委員会の構成、選考内容等は細則に定める。

６　本会には、第１項に掲げる委員会のほかに本会の円滑なる事業遂行のため特に必要がある場合には、理事会の決定により、その他の委員会を臨時に設けることができる。

７　各種委員会における検討結果は理事会において決定し、総団体会の承認を受ける。

（財　政）

第１５条　本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

⑴　加盟負担金

⑵　登録料

⑶　事業収入

⑷　預金利子

⑸　寄付金

⑹　その他の収入

（事業年度及び会計年度）

第１６条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第１７条　本会の事業計画、及びこれに伴う収支予算は、理事会で決定し、総団体会の承認を受ける。

（事業報告書及び収支決算）

第１８条　本会の事業報告、及びこれに伴う収支決算は、事業年度終了後に事務局が作成し、年度最初の定期理事会で監事から監査報告を受け決定し、総団体会の承認を受ける。

（特別会計）

第１９条　本会の特別事業に伴う会計は、理事会の決定により、特別会計として設けることができる。

２　特別会計の使用にあたっては理事会で使用内容を立案・決定し、総団体会の承認を受ける。

（規約の変更）

第２０条　この規約の改廃は第３条第２項以外、理事会が発議決定し、総団体会の承認を受ける。

（その他）

第２１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規約は、2019年4月１日から施行する。

２　北海道トランポリン協会規約（昭和54年5月20日制定）は廃止する。

３　この規約は、2021年３月23日から施行する。（第13条の2追加）

４　この規約は、2023年４月１日から施行する。（第３条第２項：事務局住所変更）

５　この規約は、2024年４月８日から施行する。ただし、現役員の任期が満了するまで役員及び部員の変更は行わず現体制を維持し、加盟団体理事の選出は行わないが、総団体会における承認業務は実施する。（代議員会廃止に伴う改正）